

(2)個人・その他会社向け同意書

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により庄内空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動(以下、「撤去等」という。)する責任は、運航者又は当該機の所有者(以下「運航者等」という。)がこれを行う責務を有していることを確認すると共に、当該責務の全部又は一部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

(1) 空港管理者による航行不能航空機の撤去又は移動について

航空機が滑走路等において航行不能の状態に陥ったことにより空港の運用に支障を及ぼしている場合において、運航者等として、当該機の撤去等を自ら行う能力を有しないことが明らかであると空港管理者が判断した場合には、空港管理者が、当該機を空港運用の妨げとならない場所まで撤去させる又は移動させること。また、その場合は以下の事項を承諾します。

- (ア) 空港管理者が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
- (イ) 空港管理者が行った撤去作業費用、撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)及び撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の現状復帰に係る経費等を含む)について負担することとし、空港管理者の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。

(2) 空港管理者が行う撤去作業の方法

撤去作業は空港管理者があらかじめ作成した撤去計画により行われること。

(3) 免責

- (ア) 空港管理者が行った撤去作業によりやむをえず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。ただし、空港管理者等の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。
- (イ) 空港管理者が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における、運航者等の指示その他の行為についての故意又は過失が負傷者発生の原因であることを理由とする運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

(4) 保険会社との調整

上記事項の履行に際して障害が生じないように、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。

(5) 本同意書の履行に疑義が生じた場合の措置

空港管理者は、運航者等による本同意書の履行に疑義が生じた場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。

(6) 協議

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

年 月 日

運航者等

所属・代表者名

住所

電話番号

E-mail

署名:
